

「こどもの日」中央協議會

A 「こどもの日」中央協議會規約

第一條 本會は「こどもの日」中央協議會と稱する

第二條 本會は兒童福祉運動の推進に當る諸團體を以て組織する

第三條 本會は「こどもの日」行事、兒童福祉週間行事その他兒童福祉に關する運動行事につき企畫、立案、連絡をはかることを以て目的とする

第四條 本會は概ね左の事業を行う

- 一、「こどもの日」行事、兒童福祉週間行事、その他兒童福祉運動行事に關する企畫、立案、連絡
- 二、地方協議會との連絡
- 三、關係者との連絡
- 四、兒童福祉に關する啓蒙宣傳
- 五、その他必要と認めらるもの

第五條 本會に委員若干名を置く、委員は加

盟團體より夫々選ばれた者一名をこれに充てる外關係官公吏、學識經驗者より委嘱する

第六條 委員中より委員長一名、副委員長二名、常員委員若干名を互選する

第七條 本會に顧問及び参與を置く、顧問及び参與は常任委員會の推薦により委員長これを委嘱する

第八條 委員長は本會を代表し會議の議長となる

第九條 委員長辭故あるときは委員長の指名

- 一、名稱
- 昭和二十四年度「兒童福祉週間」
- 二、趣旨

B 昭和二十四年度「兒童福祉週間」行事要綱案

の順位により副委員長その職を代理する

第十條 常任委員は常任委員會を隨時に關き重要な事項を審議し委員會にはかりこれを決定する

第十一條 委員會は必要の都度委員長がこれを招集する

第十二條 本會の經費は左の收入による

- 一、分擔金
- 二、協力金
- 三、その他の收入

第十三條 本會は事務局を設けその事務所を東京都澁谷區原宿三丁目二六六ノ二日本社會事業協會内に置く

國民の祝日として制定せられた「こどもの日」〔五月五日〕より一週間に亘り中央及び地方に於て國民の兒童福祉運動を展開する

にまわ

三期間

五月五日「こどもの日」 五月八日「母の日」 五月五日—十一日兒童福祉週間

四、主唱

中央、「こどもの日」中央協議會、厚生省、文部省

地方、「こどもの日」地方協議會、各地方廳

五、本運動の標語

あの子、この子もみんなの子

六、實施事項

(一)「こどもの日」の行事

(イ)國旗掲揚

(ロ)子供祭の實施「市町村」「こどもの日」

協議會、家庭、兒童福祉施設、その他

(ハ)家庭行事の實施「母への感謝、贈物

ピクニック、晩餐會等」

(ニ)記念植木

(ホ)記念切手、スタンプ、記念菓子等

(二)兒童福祉週間の行事

中央行事

1、宣傳啓蒙

(イ)ポスター、(ロ)リーフレット、

(ハ)スライド、(ニ)紙芝居、

(ホ)幻燈畫、(ヘ)新聞、ラヂオ

2、懸賞募集

こどもの日の歌劇

3、表彰

(イ)健康児、(ロ)優秀児

4、會 展

全國兒童福祉關係者會議

5、兒童文化財附運動

6、展 覽 會

(イ)兒童文化展、(ロ)孤兒寫眞展

7、兒童福祉マークの作製

C 「こどもの日」設定の趣旨

祝祭日の改正に関する參議院文化委員長の調査報告書より集録(昭三三、七、三)

「これまで祝祭日は宮廷中心の祝祭日であつた。しかし、今日では新憲法が公布され

主權が國民の手に移つた以上、祝祭日もまた國民の祝祭日でなければならぬ。これ

は最も重要な點である。今回あらたに祝祭日を選定するに當つて、多數のものの中から、どれを採り、どれを落とすかは、以上

の點を中心として、一定の基準を設ける必要がある。その際、現在の國際關係を、

充分に考慮すべきことはいうまでもない話である。

二、そこで本委員會では、祝祭日に関する問

地方行事

1、ポスター、パンフレット、ラヂオ、新聞、紙芝居、幻燈等による宣傳、啓蒙

2、學藝會、體育會、子供會等、開催

3、展覽會、講演會、協議會、P・T・A 座談會等の開催

4、相談、表彰、獎勵、慰問等の實施

5、健康診査、血液型の判定等の實施

6、兒童文化財附運動

題を審議するに先きだつて、まず改訂のような選定基準を立てた。

1、新憲法の精神にのつとること

2、國民全體に十分なりのあるものを選び部分的のものは除くこと

3、世論を尊重すること

4、國際關係を慎重に考慮すること

5、しきたりを重んずること

6、文化的に意義のあるものを選び、かつ、

7、できるだけ季節と配分とに注意すること

と

8、秩序のない選擇は避け、一連のつたがりを持たせること

9、單なる休日と區別し、國民に意識のあ
る日として、眞の意匠の社會教育に役た
たせること（それには式典、行事、たべ
物、服装などのことも考えに入れること）

10、祝祭日の數は初めから限定しないが、
あまり多くしないこと

三、また右の基準のほかに次のような申し合
せをした。

1、年末、年始その他の休日は別に「官廳
休日」によつて規定すること、祝祭日が
日曜と重なり合つた場合も右の規定にお
いて考慮すること

2、行事、たべ物などのことは法文には揚
げない。これは民間の力がある力にま
かせること、もし、これについて民間に
委員會等が設けられる場あいには、豫算
その他について、できるだけ骨を折ること

3、藝術祭、科學祭、發明祭、體育祭、植
樹祭等の希望が多いが、これ等は祝祭日
として定めるよりも、行事の中に適宜と
り入れてもらうこと

4、なるべくやさしい言葉を使うこと

四、また、祝祭日は單なる休日ではなく、當
日はそれ／＼適當な行事を伴うべきである
というのが本委員會のはじめからの考へで

あつた。しかし、行事はいうまでもなく、
民間の力がある力によつて行われるのが
望ましいから、これを法律の中に規定する
ことは避けることにした。なにごとく法律
できめるといふことは、かえつて法の精神
をそこなう場合もある。要は法律が有効に
活用される所にあるのだと信ず。故に民
間において、これに對する委員會、ないし
協議會のようなものが設立され、行事その
他の件について調査研究をすゝめ、實行に
着手する場合、これに必要な經費等に關
しては、委員會はできるだけ努力すること
を申し合わせた。それであるから、現に六
月二十二日の委員會においては、首相代理
として出席された苦米地官房長官に對し、
特にこの點について念をおし、民間で行事
等を催す場合には、できる限り豫算等も考
慮するという言葉を傳へておいた次第であ
る。たゞし、新しい祝祭日に新しい行事等
が催されるとしても、それは、これまで行
われている地方の祭典、諸團體の行事を妨
げるものでないことは、いうまでもないこ
とである。

五、行事に伴つて問題となつたのは、たべ物
のことである。昔から行事にはそれ／＼適
當なたべ物が附隨して、それが行事を

にぎやかにし、また楽しいものにした。正
月から饅もちや雑煮を取り去つたら、正月
の樂しみは半減するだらう。そのやうな感
味で、たとへば「こどもの日」には、各家
庭でかしわもちが作れるやうに、粉やもち
米や砂糖の特配をして貰うやうに、二月十
五日の各官廳との懇談會では、あらかじめ
話を通じておいた。しかし配給だけにたよ
るようでは今日の時勢としておもしろくな
い。物資の豊かであつた徳川時代でも米を
とぐ時、流しにこぼれた米つぶを拾つてホ
シイ（干飯）にし、それをふくらませて、
ひな祭りのあられを作つたといふ昔ばなし
なども出て、乏しい物資を活用することに
よつていろ／＼工夫することが必要である
という意見もたゞかわきた。

六、假り案では五月三日は「こどもの日」と
なつていたが、これは「憲法記念日」に振
り替へることになつた。それは衆議院がわが
前からこの日を憲法記念日にしており、現
に今年も、この日にその記念の祝いをおこ
ない、また司令部の意向もそこにあつたの
で、まことにやむを得なかつたのである。
そのために「こどもの日」を五月五日に持
つてゆくよりほかなくなり、祝祭日がひと
所にかたまつて、配分上まづいことになつ

た。ところで、五月五日はたんごの節句であるが、しかし新しい祝祭日としての「こどもの日」は決して男の子だけを對象としたのではない。こどもにゆかりのある日、季節のよい時を採つたまでである。こどもにゆかりのある日という點だけからいえば、三月三日を採ることもできるが、このころ

は東北地方や北海道ではまだ雪があつて、行幸には向かないから、これを捨て、季節のよい五月にしたのである。十月という説も出たが、傳統のない所に設けたのでは成長しないだらうというので、さたやみとなつた。なほ、五月五日は「尙武の日」であるから、この日は延びたほうがよいとい

反響もあつたけれども、これは眞浦と尙武との會通からきたこじつけにすぎないので、こゝう誤つた考えかたは世論で次第に正してゆくようにつとめるべきであるといふことになつた。

○全國師範學校附屬幼稚園主事協議會

全國師範學校附屬幼稚園主事協議會が、二月二十六日、兵庫の長井八藏氏、奈良女高東京女子高等師範學校で開催の小川正道氏、廣島の池田せられた。齊森の青露健氏、勝人氏、香川の鈴木康一氏、山形の柏原亮吉氏、岩手の森鹿兒島の山下靜雄氏、當日の純吉氏、宮城の吉成千代雄氏、世話係として東京女高師の倉代理野口正藏氏、秋田の鈴木橋惣三氏、及川ふみ氏、それ眞氏、栃木の郡清氏、群馬の垣に文部省から特に初等教育課下清一郎氏代理林こと氏、千長阪元修太郎氏、師範教育課葉の宮内孝氏、東京第一の中の上野芳太郎氏の列席を得川武夫氏、新潟第一の齋藤和又、東京女高師校長藤本萬治代氏、富山の波根治郎氏、愛氏も會食を共にし、極めて充知第一の江尻保之助氏、三重 實した會合であつた。長く開の鈴木三郎氏、京師の魚住實 催の要望のあつたこと、はい

え、此の校務多端の時に當り、遼くより斯く多數の主事諸氏を迎え得たことは、此の會としての第一の成功であつた。協議題としては、一、新制大學と幼稚園教員養成問題、二、その他幼稚園發展のためには必要なる諸問題、その他が取り上げられ、文部當局の懇切な説明と質問解答と、各主事の意見や要求の活潑な開陳、以上の詳細については、本誌五月號に掲載せられる管で、午前十時より午後五時に、初師範附屬主事會議は、やがて大學附屬幼稚園主事會議に到る間盡くるところを知らなかつた。その間新制大學の學務部又は教育學部に幼稚園教員となるための講座又は單